

「総合事業・通所介護相当サービス」料金表

令和4年10月改定分

対象事業所：あすならホーム二階堂、あすならホーム櫛本

※各サービスの単位数に地域単価を掛けて利用料金を計算しています。

※天理市（7級地）の1単位あたりの地域単価 **10.14円**

①通所型サービス

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1 / 1月につき	1,672単位	16,955円	1,696円	3,391円	5,087円
要支援2 / 1月につき	3,428単位	34,760円	3,476円	6,952円	#####

②加算

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
生活機能向上グループ活動加算 / 月	100単位	1,014円	102円	203円	305円
運動器機能向上加算 / 月	225単位	2,282円	229円	457円	685円
栄養アセスメント加算 / 月	50単位	507円	51円	102円	153円
栄養改善加算 / 月	200単位	2,028円	203円	406円	609円
口腔機能向上加算Ⅰ / 月	150単位	1,521円	153円	305円	457円
口腔機能向上加算Ⅱ / 月	160単位	1,623円	163円	325円	487円
複数サービス実施加算Ⅰ（1～3） / 月	480単位	4,868円	487円	974円	1,461円
複数サービス実施加算Ⅱ / 月	700単位	7,098円	710円	1,420円	2,130円
事業所評価加算 / 月	120単位	1,217円	122円	244円	366円
若年性認知症受入加算 / 月	240単位	2,434円	244円	487円	731円
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1 / 月	88単位	893円	90円	179円	268円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援1 / 月	72単位	731円	74円	147円	220円
サービス提供体制強化加算Ⅲ 要支援1 / 月	24単位	244円	25円	49円	74円
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援2 / 月	176単位	1,785円	179円	357円	536円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援2 / 月	144単位	1,461円	147円	293円	439円
サービス提供体制強化加算Ⅲ 要支援2 / 月	48単位	487円	49円	98円	147円
生活機能向上連携加算Ⅰ（3月に1回を限度） / 月	100単位	1,014円	102円	203円	305円
生活機能向上連携加算Ⅱ / 月	200単位	2,028円	203円	406円	609円
生活機能向上連携加算Ⅱ（運動器機能向上加算を算定している場合） / 月	100単位	1,014円	102円	203円	305円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（6月に1回を限度） / 回	20単位	203円	21円	41円	61円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ（6月に1回を限度） / 回	5単位	51円	6円	11円	16円
科学的介護推進体制加算 / 月	40単位	406円	41円	82円	122円

介護職員処遇改善加算Ⅰ / 月	所定単位数に5.9%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅱ / 月	所定単位数に4.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅲ / 月	所定単位数に2.3%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） / 月	所定単位数に1.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） / 月	所定単位数に1.0%を乗じた単位数

介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.1%を乗じた単位数
-------------------------	--------------------------

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

・介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に8.2%（5.9%+1.1%+1.2%）を乗じた単位数が加算されます。

・介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に8.0%（5.9%+1.1%+1.0%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。

・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。